



消費生活ほっとニュース 第73号 令和4年4月10日発行



◇◆INDEX◇◆

1. 「光回線をアナログ回線に戻しませんか」という勧誘に注意してください
～実際には回線の変更契約ではなく、必要のない契約だった！～
2. 消費者問題に関する2021年の10大項目

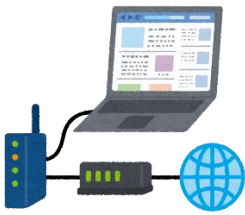


「光回線をアナログ回線に戻しませんか」という勧誘に注意してください

～実際には回線の変更契約ではなく、必要のない契約だった！～



《相談事例》



光回線を契約しているが、同居していた息子が出ていったため、今は電話しか使っていない。先日、「アナログ回線にすると電話料金が安くなる」と事業者の訪問を受けた。光回線からアナログ回線に変更する手続きだと思い、言われるままに書類にサインをしたが、事業者からは回線の変更手続きは自分で行うよう言われ、手続きの手順が書かれた「契約の内容」という書類を渡された。

よく見ると、生活費用削減に関する電話相談サービスや会員限定価格で海産物が購入できるサービスなどと意味の分からない内容が記載されており、必要のないサービスのために毎月5,000円が銀行口座から引き落とされることになってしまった。契約書は受け取っておらず、資料にはクーリング・オフできる旨の記載がない。解約したい。

(契約者 80歳代男性)

◎ココに注意！

**一セールストークをうのみにしてすぐに契約せず、事業者名、契約内容を
しっかり確認しましょう一**

光回線を使用しなくなった高齢者が、自宅に電話や来訪で事業者からアナログ回線に戻す契約だと誤認するような勧誘を受けたが、実際は回線の切替えの手続きではなく、無関係のサポートサービスの契約だったという相談が増えています。勧誘時に大手通信会社の名前を出していても、実際は関係のない事業者が勧誘をしているケースがあります。勧誘を受けた際は、事業者名を聞き、どのようなサービスの契約なのかしっかり確認し、必要ないと思ったらきっぱり断りましょう。光回線をアナログ回線に戻す場合は、まずは自分自身で現在の契約先に問い合わせて確認するようにしましょう。

一電話勧誘販売や訪問販売の場合は、クーリング・オフすることができます一

電話勧誘販売や訪問販売の際、消費者が契約を申し込んだり、契約をした場合でも、法律で決められた書面を受け取った日から8日間以内であれば、消費者は事業者に対して、書面によりクーリング・オフができます。また、クーリング・オフ期間は、契約書面等を受け取った日から計算します。したがって、この事例のように、契約書を受け取っていない場合には、いつでもクーリング・オフすることができることになります。

なお、事業者にクーリング・オフ通知を発信した場合でも、支払方法に銀行引落しを選択した場合は、銀行引落しが止まったかどうかもちんと確認しましょう。



一知らぬ間に被害に遭っているかもしれません。

高齢者被害を防ぐには周囲の気付きが大切です一

高齢者の中には、被害にあったという認識がない人や被害を知られたくないと言う人がおり、被害が表に現れにくい傾向があります。家族や介護サービスに携わる方等身近な方が、見慣れない商品・契約書などを見つけたり、高齢者のいつもと違う様子に気付いたら、最寄りの消費生活センターに連絡しましょう。



◎契約してしまっても、解約できる場合があります。
一人で悩まず、できるだけ早く消費生活センターに
ご相談ください！

<出典>くらしに関わる東京都の情報サイト「東京くらしweb」

消費者問題に関する2021年の10大項目

国民生活センターでは、毎年、消費者問題として社会的注目を集めたものや消費生活相談の特徴的なものなどから、その年の「消費者問題に関する10大項目」を選定し公表しています。2021年は、新型コロナウイルス感染症をきっかけとした「ワクチン接種」や「おうち時間」に関連したトラブルがみられ、また、特定商取引法や預託法の改正が注目を集めました。

○2021 年の 10 大項目

◆「優先接種」「予約代行」コロナワクチン関連の便乗詐欺発生

◆「おうち時間」でオンラインゲーム 子どものゲーム課金トラブル

◆成年年齢引き下げに向けた啓発活動が活発化

◆やけどや誤飲、窒息死亡事故も 繰り返される子どもの事故

◆高齢者の消費者トラブル 自宅売却や予期せぬ“サブスク”の請求も

◆被害回復へ初めての終結案件 消費者団体訴訟制度

◆特定商取引法・預託法改正

詐欺的な定期購入・送り付け商法への対策強化、販売預託取引が原則禁止に

◆消費者トラブルのグローバル化とともに 越境消費者相談スタートから 10 年

◆「消費生活相談のデジタル化」 検討はじまる

◆「訪日観光客消費者ホットライン」多言語サイト開設



★上記の中から 2 項目を解説します。

【特定商取引法・預託法改正】

一詐欺的な定期購入・送り付け商法への対策強化、販売預託取引が原則禁止に一

- ・ 6 月、特定商取引法及び預託法が改正され、特定商取引法において詐欺的な定期購入商法への対策を念頭に置いた通信販売に係る新たな規定が創設され、また預託法においては販売を伴う預託等取引が原則禁止となりました。
- ・ 特定商取引法における送り付け商法（ネガティブオプション）対策についての改正規定は 7 月 6 日に施行され、同日以降に一方向的に送り付けられた商品は直ちに処分することが可能になりました。



【「消費生活相談のデジタル化」 検討はじまる】

・ 新型コロナウイルス感染症の発生やデジタル化の進展など、消費者や消費生活相談員を取り巻く環境が大きく変化する中、相談体制など消費生活相談に係る新たな課題への対応が求められています。消費者庁及び当センターでは、これらの課題への対応の検討や具体的な新システムの設計に向けて、「消費生活相談デジタル化アドバイザーボード」を設置しました。今後も消費者目線での相談機能の強化や現場の働きやすさの向上に向け、取り組みを進めてまいります。

< 国民生活センター [報告書本文] 消費者問題に関する 2021 年の 10 大項目 >

詳しくはこちらをご覧ください。⇒ https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20211217_2.pdf



< 出典 > 国民生活センター報道発表資料



★困ったときは、すぐに相談！ 局番なし 188 （消費者ホットライン）

☆豊島区在住・在勤・在学の方の商品の購入や契約のトラブルなど、消費生活に関する相談は「豊島区消費生活センター」で受け付けています。

【相談専用電話】 03-3984-5515 ☆詳しい内容はこちらから↓

<http://www.city.toshima.lg.jp/124/kurashi/shohi/center/021970.html>

<注意>このアドレスは配信専用のため、返信いただいても対応することができません。

★発行・問い合わせ先：豊島区消費生活センター TEL：03-4566-2416

